



# 平成30年10月1日から 違反対象物の公表制度が始まります

## 違反対象物の公表制度とは？

ホテル、飲食店、物品販売店など不特定多数の方が利用する建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが困難な方が利用する建物に重大な消防法令違反があるとき、その情報を吉崎市ホームページに掲載する制度です。

## 公表制度の対象となる消防法令違反とは？

- ・屋内消火栓設備
- ・スプリンクラー設備
- ・自動火災報知設備

これらの設備の設置が義務である建物に、設置されていない場合が対象です。



## 公表までの流れ



## 利用者の皆様へ

公表制度は、全国的な取り組みであり、建物を利用する人の安心・安全を守るための制度です。建物を利用する方々はホームページを閲覧することで違反がないかどうか状況を確認することができますようになります。

## 建物の関係者の皆様へ

所有、管理する建物で、用途変更や増改築、建物同士の接続などの工事を行う場合には、必ず消防署へご相談ください。消防署へ相談をせず、無届でこれらの変更や工事を行ったことで、建物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が必要となることがあります。そのような場合、これらの設備が設置されなければ公表の対象となります。

平成 25 年 12 月 19 日付 消防予第 484 号 総務省消防庁通知

## お問い合わせ先

吉崎市消防本部予防課 (0920) 45-3037

吉崎市火災予防標語

～ ひのようじん かぞくみんなの あいことば ～

